

伊勢二見鳥羽有料道路 回数券の払い戻しについて

日頃は、伊勢二見鳥羽有料道路をご利用いただき、誠にありがとうございます。

当有料道路は、平成 29 年 3 月 11 日（土）から無料開放となります。

これに伴い、未使用回数券の払い戻しを下記のとおり行いますので、お知らせします。

1. 払い戻し受付期間 平成 29 年 2 月 1 日（水）～平成 29 年 8 月 31 日（木）

受付期間経過後は払い戻しができなくなりますので、期間内に申請いただきますようお願いいたします。

2. 受付日時場所

(1) 平成 29 年 2 月 1 日（水）～平成 29 年 3 月 31 日（金）（土、日、祝日除く）

9：00～17：00

・三重県道路公社 伊勢出張所（伊勢市朝熊町字鴨谷 4383-180）

・三重県道路公社 総務課（津市栄町 1 丁目 891 番地 三重県合同ビル 4 階）

(2) 平成 29 年 4 月 1 日（土）～平成 29 年 8 月 31 日（木）（土、日、祝日除く）

9：00～17：00

・三重県道路公社 総務課（津市栄町 1 丁目 891 番地 三重県合同ビル 4 階）

3. 払い戻し方法

(1) 受付場所に、未使用回数券を持参していただき、所定の「回数券払い戻し申請書」へ必要事項を記入していただきます。

(2) 枚数確認のため多少お時間がかかりますので、ご了承下さい。

(3) 払い戻しは、すべて金融機関への振込みとなり（振込手数料は弊社負担）、現金での払い戻しはできません。

(4) 郵送による申請をご希望される方は、「回数券払い戻し申請書」に必要事項をご記入のうえ、払い戻し受付期間内に未使用回数券とともに簡易書留（郵送料はお客様負担）にて郵送して下さい。

郵送先：〒514-0004 津市栄町 1 丁目 891 番地 三重県合同ビル 4 階

三重県道路公社 総務課

4. 払い戻し額の計算方法

$$\text{払い戻し額} = \frac{\text{当該回数通行券 1 冊の発売価格}}{\text{当該回数通行券 1 冊の総枚数}} \times \text{未使用枚数}$$

5. 払い戻し申請書の配布先

- ・三重県道路公社 総務課
- ・三重県道路公社 伊勢出張所（3 月 31 日まで）
- ・伊勢市役所 本館 1 階総合案内窓口
- ・鳥羽市役所 1 階市民課窓口
- ・志摩市役所 1 階ギャラリー
- ・三重県道路公社ホームページからもダウンロードできます。

[\(http://www.mie-dourokousya.or.jp/\)](http://www.mie-dourokousya.or.jp/)

6. お問い合わせ先

三重県道路公社 総務課（059-227-1272） 伊勢出張所（0596-27-5423）